別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | １　耐暑性を持つ花きの新品目又は新品種の導入。  ２　１により導入した種苗の市場価値を高めるための販売促進。 |
| 事業実施主体 | 生産者団体※１、農業法人※２ |
| 補助対象経費 | １　花きの新品目等※３（以下「新品目等」という。）の種苗費  ２　新品目等の販売促進費（消耗品費、印刷製本費、通信費、会場借上費、交通費） |
| 採択要件 | 以下の要件を全て満たすこと。  １　新品目等の耐暑性を客観的に説明できること。  ２　新品目等の生産と販売の目標を設定すること。  ３　新品目等の市場性を獲得するための販売促進計画を作成すること。 |
| 補助率 | ２分の１以内  ただし、補助対象経費２の販売促進費は１の種苗費の額を超えないものと  する。 |
| その他 | １　事業実施主体は、県が行う情報交換会や研修会等に参加するものとする。  ２　県は事業実施主体に対し栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。  ３　県は、実施事業の概要について、県ホームページへの掲載や研修会等により公表できるものとする。 |

※１　生産者団体とは、代表者の定めがあり、組織及び運営、会計についての団体の規約が定められている３農業経営体以上で構成される県内に住所のある組織で、かつ構成員全員の住所が県内であること。

※２　農業法人とは、①農事組合法人、②花きの生産を主たる業務とし、県内に本社機能を有する会社法人のこと。

※３　新品目等とは、事業実施主体が事業実施要望書提出時に生産・販売の実績のない品目又は品種とする。なお、当事業の補助で導入した種苗については、目標年度までに販売を開始できるものであること。

別表２　予算配分基準

|  |  |
| --- | --- |
| １　ポイント計算 | 事業実施主体は、別表３に基づき、ポイントを計算する。 |
| ２　予算の配分 | 県は、１による上位の取組から、予算の範囲内で配分する。 |

別表３　事業実施主体のポイント算定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | 内　容 | ポイント数 |
| １　担い手の育成 | | | |
|  | (1)将来の産地を支え  る担い手 | 構成員のうち４９歳以下の者の割合  (1)100%  (2)50％以上100％未満  (3)30％以上50％未満 | ５  ４  ３ |
|  | (2)認定農業者 | 構成員に占める認定農業者の割合  (1)100%  (2)50％以上100％未満 | ３  ２ |
| ２　農業経営の安定 | | | |
|  | (1) 農業保険への加入 | 構成員のうち農業保険法に基づく施設園芸共済、収入保険もしくは民間施設損害保険等に加入する者の割合  (1)100%  (2)50％以上100％未満 | ２  １ |
| (2) ＢＣＰの作成 | 構成員のうちＢＣＰの作成者の割合  (1)100%  (2)50％以上100％未満  (3)30％以上50％未満 | ３  ２  １ |
| ３　地域での波及効果 | | | |
|  | (1)構成員数 | 事業実施主体の構成員数  (1)６戸以上の生産者団体  (2)３戸以上５戸以下の生産者団体 | ２  １ |

　※　１(2)、２については、事業実施報告までの見込みを含む。